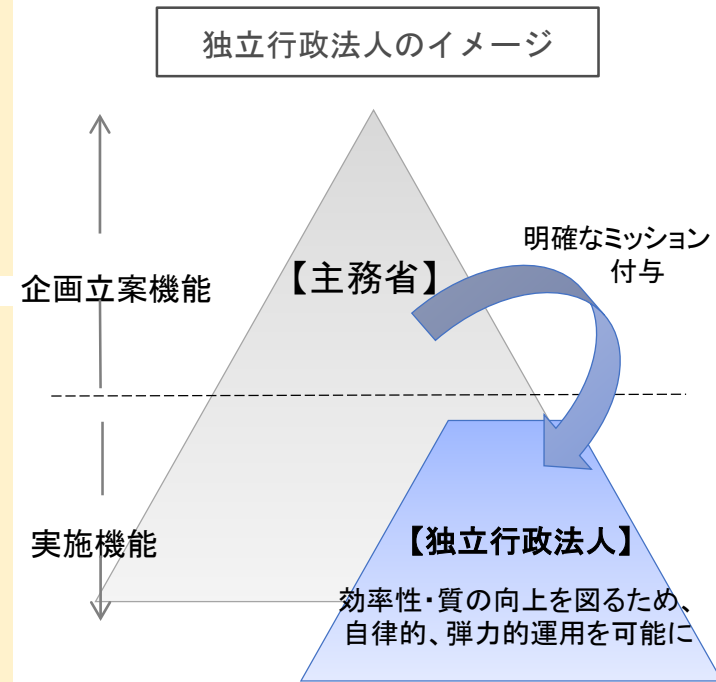


# 独立行政法人制度をめぐる最近の動き ①

・独立行政法人制度は、中央省庁等改革の一環として、平成13年に導入。**政策の企画立案部門と実施部門を分離し、実施部門に法人格と運営裁量を与えて、国の政策実施のパフォーマンスを向上させることを目的としたもの。**

・平成25年の独法改革では、「**独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図る**」(H25閣議決定)との観点から改革を実施。

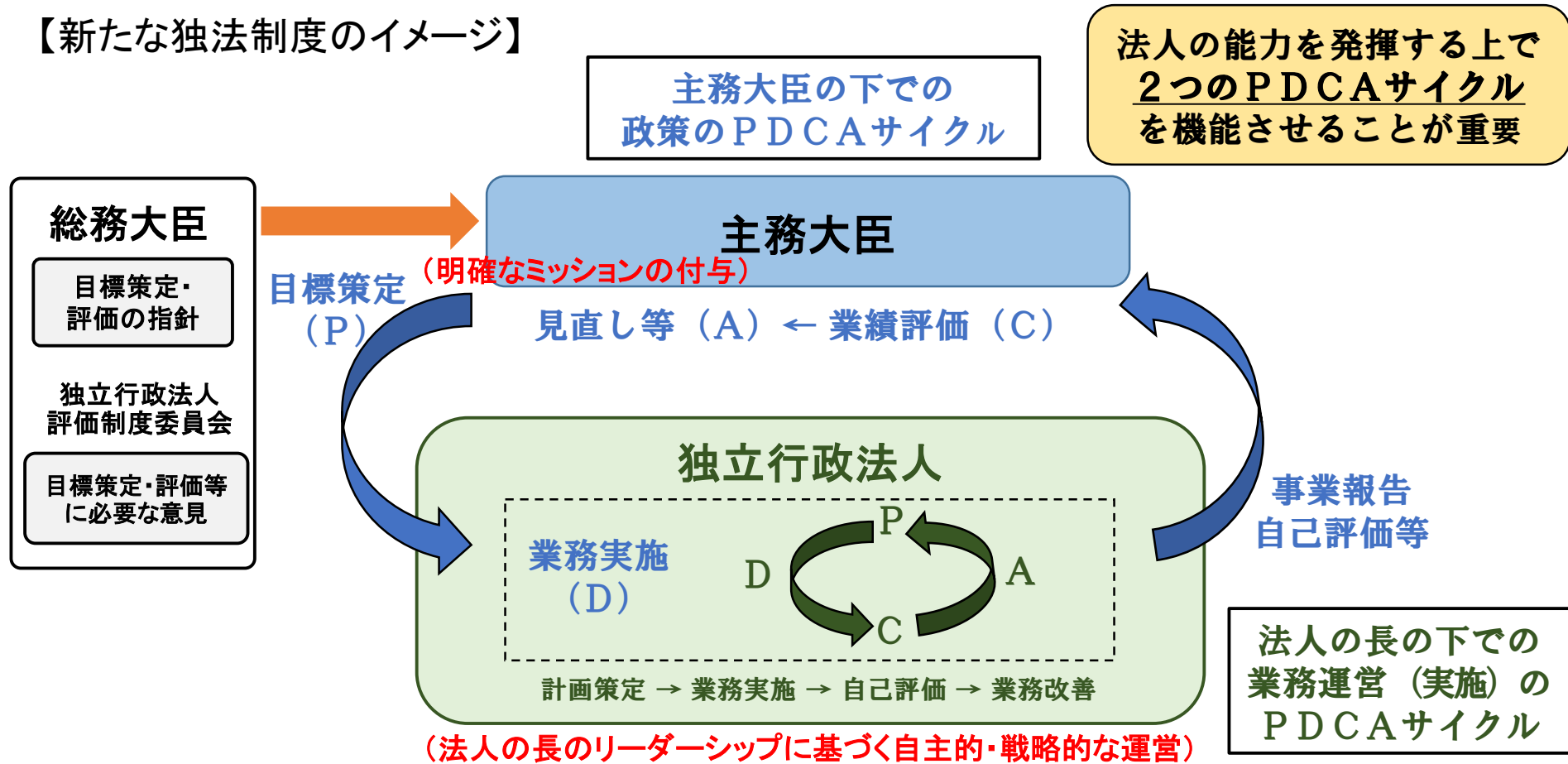


(平成25年独法改革のポイント)

- 法人を3類型(中期目標管理法、国立研究開発法人、行政執行法人)に分類し、業務の特性に応じた管理の仕組みを導入
- 主務大臣が目標策定から評価、業務・組織見直しまで一貫して責任を負う仕組みに転換(主務大臣の下での政策のPDCAサイクルの強化)
- 法人のガバナンスや説明責任の強化を図った上で、法人の長による自律的なマネジメントを促進

# 独立行政法人制度をめぐる最近の動き ②

## 【新たな独法制度のイメージ】



※ 「指針の改定」や「事業報告ガイドラインの設定」等の最近の取組も、こうした改革の流れの中に位置付けられるもの。

○ 主務大臣による明確なミッションの付与

⇒ 「目標策定指針」及び「評価指針」の改定（平成31年3月）

○ 説明責任、自律的なマネジメント

⇒ 「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の設定等（平成30年9月）

# 独立行政法人の目標策定指針・評価指針の改定について(概要)

- 平成26年の通則法改正で、行政の一翼を担う独立行政法人の能力を最大限活用する観点から、各主務大臣が、総務大臣が定める「指針」の下、所管独法の「目標策定」から「評価」まで一貫して責任を負う仕組に転換。
- 新制度移行後、独立行政法人評価制度委員会における4年間の審議において、急速な人口減少や、オールジャパンで取り組むべき政策課題が増加している等の時代変化を踏まえ、我が国を取り巻く政策課題の解決に各府省、独法、地方公共団体等が連携して取り組む必要性などについて、平成30年11月に意見を取りまとめた。これを受けて、平成31年3月に、総務省において、「目標策定指針」及び「評価指針」を改定。

「目標策定指針」の改定(ポイント) ～ 主務大臣は、以下を踏まえて目標を策定すること～

- ① 従来の目標からの延長で考えるのではなく、**法人の現状(強み・リソース)や直面する課題、環境の変化などを分析・把握**した上で、新たな目標を定めることとし、具体的な政策課題の解決に向けて、**法人のリソースが最大限活用**されるようにする。
- ② 各法人に共通する事項として、**「Society5.0」を実現し、持続可能な経済社会を構築していくことを始め、様々な政策課題に対し、オールジャパンで取組を進める**観点から、以下の取組を推進する。
  - i) 人口減少や技術の急速な進展などに伴い、人材やノウハウが不足している**地方公共団体や地域企業等への支援**
  - ii) 我が国全体としての政策効果の最大化のため、**他府省、他法人、地方公共団体等との協働体制の確立・強化**
- ③ 人材の戦略的確保・育成のため、各法人に対し、各府省、他法人、民間部門などとの人材交流を含む**人材確保・育成方針の策定**を求める。

※ 「評価指針」については、「評価」が主務省や法人にとって、業務運営の改善等により役立つよう、年度評価について、最終的な目標達成の観点から特に重要な項目に重点化し、それ以外の項目については簡素化することを可能とする等の改定。

# 「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」について

- 独立行政法人は、企業会計の手法を導入して、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成し、公表することとされ、財務諸表を主務大臣に提出するときは「**事業報告書**」を添付することとされている。（独法通則法第37条、第38条第1項・第2項）
- 「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を踏まえて「**事業報告に関するガイドライン**」を設定し、事業報告書を、**法人の長のリーダーシップに基づく、独立行政法人の業務運営の状況の全体像を簡潔に説明する報告書**に見直した。

【令和元事業年度に係る事業報告書（令和2年6月末までに提出）から適用】

ガイドラインに基づく  
新たな事業報告書の主なポイント

- **法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な法人運営の全体像**をストーリー性を持って簡潔に説明
- 財務情報のみならず、**非財務情報や、課題・リスク及びその対応策等の将来情報**を提供
- 法人が策定する**様々な報告書等のプラットフォーム**としての役割※

※ 事業報告書の作成を通じて、部門を越えた一層のコミュニケーションの活性化等に繋がることを期待

